

## ◆景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（案）

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物や樹木について、景観法に基づく指定により、地域の個性ある景観まちづくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の効果としては、次のようなことがあげられます。

- 現状変更の規制が可能（違反した場合は原状回復の命令が可能）
- 規制に伴う損失の補償が可能
- 所有者に適切な管理義務が生じる（現状変更を行う際には市長の許可が必要）
- 所有者と管理協定を結ぶことにより、市や景観整備機構が管理を行うことができる
- 相続税の特例や建築基準法の緩和措置（景観重要建造物）を適用することができる

### （１）景観重要建造物（景観法第 8 条第 2 項第 4 号）

#### 【指定の方針】

- ・景観重要建造物は、歴史的または文化的価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観を守り育むという観点から価値を見出して指定するものです。このため、建築年代は比較的新しくても、地域の景観上のシンボルなる建造物や地域の良好な景観形成の模範となる建造物、また、市民に親しまれ、愛されている建造物なども指定の対象とします。

#### 【指定基準】

- ・公共の場所から容易に見ることができるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものについて、所有者、管理者の意向をききながら、景観重要建造物としての指定につとめることとします。

- ①歴史的景観に寄与しているもの
- ②地域の伝統的建築様式など、造形の規範となっているもの
- ③地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの

※文化財保護法の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された建造物は指定できません。

#### 【イメージ写真】



岸田家住宅（小牧市指定有形民俗文化財）



小松寺本堂（小牧市指定有形文化財）

## (2) 景観重要樹木（景観法第8条第2項第4号）

### 【指定の方針】

- ・景観重要樹木は、学術的な価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観を守り育むという観点から価値を見出して指定するものです。このため、学術上の価値を有していない樹木であっても、樹高や樹形が特徴的で地域のシンボルとなっているなど、その外観が地域の景観形成において重要である樹木は指定の対象とします。

### 【指定基準】

- ・樹木の容姿が景観上優れており、公共の場所から容易に見ることができるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものについて、所有者、管理者の意向をききながら、景観重要樹木としての指定につとめることとします。

- ①樹木自体や、それが存在する場所の歴史的価値や文化的価値が高いもの
- ②樹高が高い、または樹形が特徴的で、地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの

※文化財保護法の規定により、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された樹木は指定できません。

### 【イメージ写真】



岩崎清流亭の藤（愛知県指定天然記念物）

多気十二柱神社のシイノキ



多気十二柱神社のシイノキ（小牧市指定天然記念物）